

第97回 定時株主総会 招集ご通知

日 時	2023年6月23日(金曜日) 午前10時
場 所	東京都八王子市石川町2951番地4 株式会社ニレコ 八王子事業所（本店） A棟3階 大会議室
議 案	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役報酬制度の改定に伴う 取締役に対する譲渡制限付株式報酬導入の件

目 次	
第97回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	43
計算書類	60
監査報告	70

株主各位

証券コード 6863

2023年6月7日

(電子提供措置開始日 2023年6月2日)

東京都八王子市石川町2951番地4

株式会社ニレコ

代表取締役社長 久保田 寿治

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.nireco.jp/ir/plenary_session

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、株主総会資料をご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6863/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ニレコ」又は「コード」に当社証券コード「6863」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席が難しい場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年6月22日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都八王子市石川町2951番地4 株式会社ニレコ 八王子事業所（本店） A棟3階 大会議室 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類の内容の報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役報酬制度の改定に伴う取締役に対する譲渡制限付株式報酬導入の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 電子提供措置に関する事項	● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

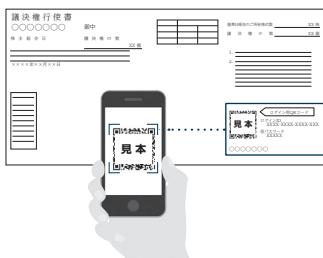
- 株主総会当日、当社のスタッフはマスク着用、軽装（クールビズ）で対応をさせていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席ください。
- 大会議室が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

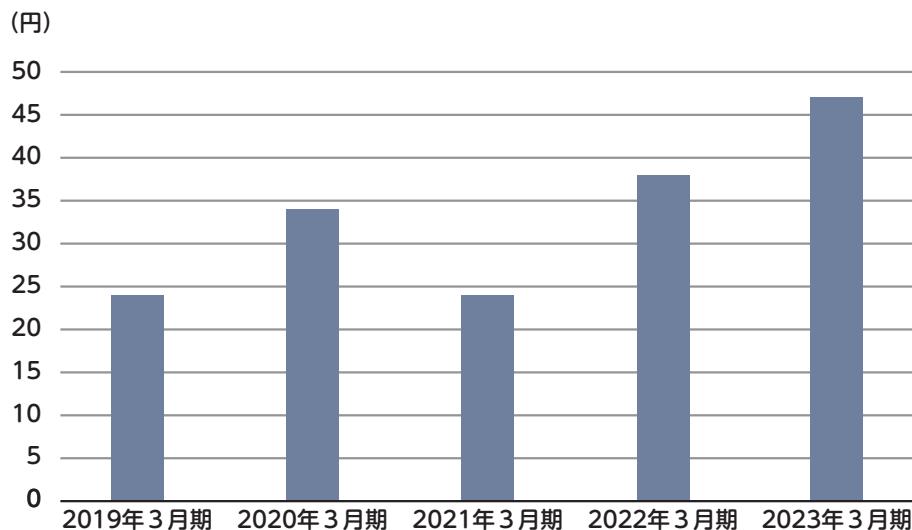
当期の剰余金の配当につきまして

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款第34条に定めています。

当期の期末配当につきましては、2023年5月29日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。これにより、年間配当金は中間配当金18円と合わせ1株につき47円となります。

①配当財産の種類	金銭
②配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 29円 配当総額 212,558,748円
③剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月8日（木曜日）

ご参考：1株当たり年間配当金の推移



株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業分野の拡大に合わせ、事業目的（第2条）についての記載を現状に適したものに変更するものがあります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (4) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当会社の事業目的は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> オートメーション装置および計測装置の製造、販売ならびに据付。 前号の機器およびその関係ある部分品の輸出入、販売ならびに据付。 前各号に付帯する事業の経営または投資。 	<p>第2条 (目的)</p> <p>当会社の事業目的は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> オートメーション装置、計測・検査装置および<u>その他電気機械器具の開発、設計、製造、販売ならびに据付、保守。</u> 前号に関係ある部品およびソフトウェアの<u>開発、設計、製造、販売ならびに据付、保守。</u> 前各号に付帯する<u>一切の事業。</u>
<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第16条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

なか すぎ しん いち
中 杉 真 一

再任

生年月日

1968年1月7日

所有する当社の株式数

35,500株

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

- 1990年4月 三菱商事株式会社
- 2007年4月 三菱商事テクノス株式会社出向 経営企画部長
- 2010年8月 菱商（上海）貿易有限公司出向 総経理
- 2018年6月 株式会社コイケ 代表取締役社長に就任
- 2021年8月 当社経営戦略室長に就任
- 2022年5月 ミヨタ精密株式会社取締役（現任）
- 2022年6月 当社取締役に就任（現任）
執行役員経営戦略部門長（現任）
- 2023年2月 NIRECO PROCESS KOREA CO., LTD.取締役に就任（現任）

取締役候補者としての理由

中杉 真一氏は、長年にわたり機械装置の販売に携わりマーケティングに関する豊富な経験を有していることに加え、海外赴任の経験に基づく知識や企業経営経験など、当社の企業価値向上に資する十分な素質を持っているものと考えます。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

候補者番号

2

くぼた とし はる
久保田 寿治

再任

生年月日

1962年11月5日

所有する当社の株式数

109,800株

取締役会出席状況

16/16回

候補者番号

3

さ さ だ た く や
佐々田 卓也

新任

生年月日

1964年1月14日

所有する当社の株式数

100株

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

2010年4月 当社プロセス技術部長
2012年6月 当社取締役(執行役員兼務)に就任、プロセス事業部長を委嘱
2015年6月 当社代表取締役社長に就任、CEOを委嘱(現任)
2019年10月 株式会社光学技研取締役に就任(現任)
2021年6月 西武電機株式会社取締役に就任(現任)

取締役候補者とした理由

久保田 寿治氏は、当社の代表取締役として経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、当社グループ全体に対するリーダーシップを発揮することで業績を大幅に改善させるなど当社の企業価値向上に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社
2007年5月 ミヨタ精密株式会社監査役に就任
2012年4月 管理部門経理部長
2014年11月 NIRECO PROCESS KOREA CO., LTD.監査役に就任(現任)
2016年4月 管理部門総務部長兼務
仁力克股份有限公司監査役に就任
2018年6月 執行役員プロセス事業部長に就任
2019年3月 尼利可自動控制機器(上海)有限公司董事に就任
2021年7月 管理部門組織開発部長
2022年7月 管理部門人事部長 兼 経営戦略部門業務改革部長(現任)

取締役候補者とした理由

佐々田 卓也氏は、長年にわたり当社管理部門、事業部門で業務にあたり、経理、財務、総務および事業運営に関する豊富な知識と経験を有していることから、取締役として適任であると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提訴された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役中井 淳夫氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

し の は ら ふ じ ろ う
篠原 富士郎

新任

生年月日

1959年12月12日

所有する当社の株式数

—株

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

1982年4月	当社入社
2009年6月	生産管理部門生産管理部長
2014年6月	品質管理部長兼技術管理室長
2016年6月	ミヨタ精密株式会社代表取締役社長に就任
2018年6月	当社経理部長（現任） ミヨタ精密株式会社取締役兼務

取締役候補者とした理由

篠原 富士郎氏は、長年にわたり当社生産管理部門、品質管理部門、経理部門で業務にあたり、また、子会社であるミヨタ精密株式会社の代表取締役社長としての経営経験を持つなど豊富な知識と経験を有していることから、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しており、監査等委員である取締役として適任であると判断しております。

- (注) 1. 篠原 富士郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、篠原 富士郎氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提訴された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合を除く。）。篠原 富士郎氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本総会後に期待する当社の取締役会のスキルマトリックス (予定)

		期待する専門性、経験						
氏名	地位	企業経営 経営戦略	営業・ マーケティング	製造 品質	財務 会計	法務・ コンプライアンス	国際性 海外事業	研究開発 新規事業
中杉 真一	代表取締役社長	○	○	○		○	○	
久保田 寿治	取締役	○	○	○			○	○
佐々田 卓也	取締役		○		○	○		
篠原 富士郎	監査等委員である取締役	○		○	○			
高木 敏行	監査等委員である取締役 (社外)			○			○	○
大木 奈央子	監査等委員である取締役 (社外)					○		

取締役報酬制度の改定に伴う取締役に対する譲渡制限付株式報酬導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第90回定時株主総会において、支給限度額を100百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とした定額報酬及び支給限度額を最大50百万円として事業年度における連結業績の一定割合を支給する業績連動報酬並びに2021年6月24日開催の第95回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るためストックオプションとして割り当てる新株予約権の報酬枠を口数上限200個、年額30百万円以内とした株式報酬について、それぞれご承認をいただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して株主の皆さまとの一層の価値共有を深めることを目的として、従来のストックオプション株式報酬を廃止し、その代わりに、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に基づき対象取締役に付与される当社普通株式を、以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を上記の定額報酬及び業績連動報酬とは別枠として新たに譲渡制限付株式の付与（1事業年度20,000株以内）と引換えにする金銭報酬債権を年額30百万円の範囲で導入することにつきご承認をお願いするものであります。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。また、本議案の承認可決を条件として、既に割り当て済みのものを除き、今後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行なわないことといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち監査等委員である取締役は3名、社外取締役は3名）ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく6名（うち監査等委員である取締役は3名、社外取締役2名）となります。

対象取締役にに対して割り当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役にに対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分をするものとなります。

対象取締役に割り当てるために発行又は処分される普通株式の総数は、1事業年度20,000株以内とし、本譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の

使用人分としての給与は含みません。)といたします。ただし、当該普通株式の総数については、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)又は株式併合が行われた場合その他当該総数の調整が必要な事由が生じた場合には、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

2. 譲渡制限付株式の発行等に伴う払込み等に関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

3. 対象取締役に付与する譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結いたします。

- (1) 対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」といいます。)ものといたします。
- (2) 対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時まで(以下「役務提供予定期間」といいます。)に、正当な理由によらず当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人いずれの地位をも退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が役務提供予定期間が満了する前に当社の取締役会が正当と認める理由により上記に定める地位を退任又は退職等した場合

には、当社の取締役会は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。
- (5) 上記（１）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記（５）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

4. 譲渡制限付株式を割り当てるのが相当である理由

当社は2021年2月22日および4月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告「4 会社役員に関する事項 ④取締役の報酬等の額」に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針に定めた非金銭報酬等に関する方針を従来の新株予約権による非金銭報酬から本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額30百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員及び従業員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

以 上

ご参考：第97期（2023年3月期）業績

2023年3月期はサプライチェーンの混乱が景気の回復に影響を及ぼしたものの、当社取引先の需要は底堅く、すべての事業において、前期を上回る収益を上げることが出来ました。

業績の回復に伴い、親会社株主に帰属する当期純利益は3年ぶりの高水準となりました。

配当金については、連結配当性向40%以上かつ連結自己資本配当率（DOE）2%以上との方針に則り、年間47円となりました。

連結売上高

91.5億円

前期比 12.8%増 

連結営業利益

11.8億円

前期比 109.7%増 

連結経常利益

12.5億円

前期比 93.2%増 

親会社株主に 帰属する当期純利益

8.6億円

前期比 111.9%増 

一株当たり 当期純利益

117.40円

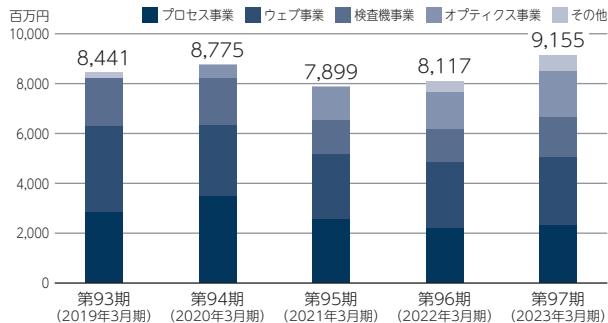
前期比 61.99円増 

配当金

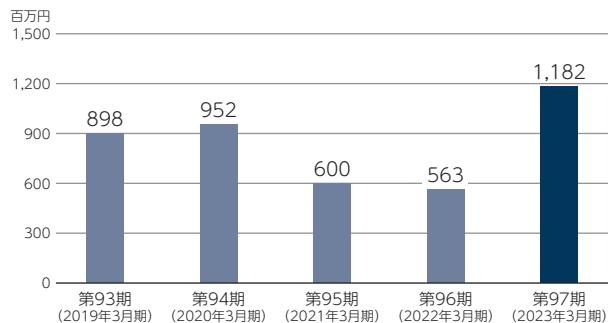
年間配当金 47円

前期比 9円増 

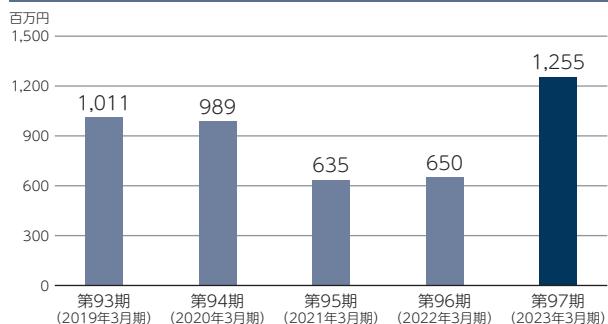
セグメント別連結売上高推移



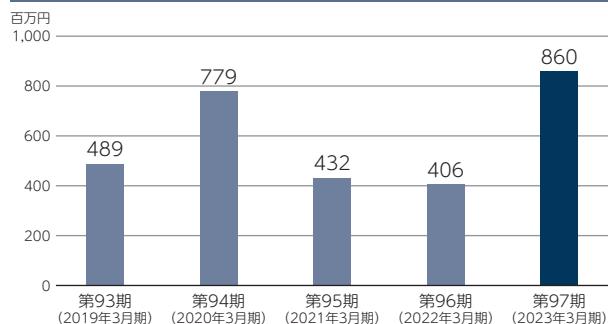
連結営業利益推移



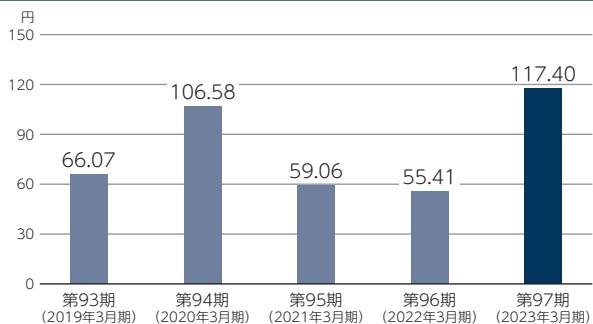
連結経常利益推移



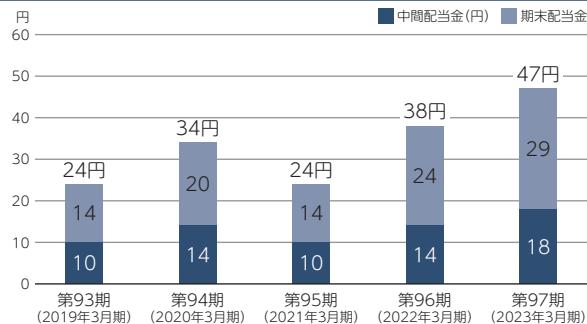
親会社株主に帰属する当期純利益推移



1株当たり当期純利益



1株当たり配当金推移



(添付書類)

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢などを要因としたエネルギー価格高騰や物価上昇の中、主要各国において政策金利引き上げによるインフレ抑制策がとられるなど、不透明感の強い状況が続きました。わが国においては、為替が大きく変動する中、物価上昇や供給面の制約等の影響が見られました。一方、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は収束に向かいました。

当社グループ（当社及び連結子会社）の主要取引先である鉄鋼、電子部品、化学、半導体、印刷・紙加工、食品など各メーカーの設備投資は、業種により強弱はあるものの一定の回復基調が続き、混乱が続いていたサプライチェーンの制約状態にも一部の半導体等を除き緩和の兆しが見られました。

このような状況の下、当社グループはいかなる環境下においても成長できる企業グループの実現を目指し、当社グループのコア技術である画像処理、センシング及び光学技術の強化を進めたほか、生産性の向上や部材調達についての取り組みなどに努めました。

この結果、当期の受注高は103億7百万円（前期比7.6%増）となり、前期に比べ7億2千7百万円増加いたしました。なお、受注残高は55億2千9百万円（前期比26.3%増）となり、前期に比べ11億5千2百万円増加となりました。

当期の売上高は91億5千5百万円（前期比12.8%増）となり、前期に比べ10億3千7百万円増加しました。

利益面について、営業利益は11億8千2百万円（前期比109.7%増）、経常利益は12億5千5百万円（前期比93.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億6千万円（前期比111.9%増）となりました。

	第96期 (2022年3月期)	第97期 (2023年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	9,579	10,307	727増	7.6%増
売上高	8,117	9,155	1,037増	12.8%増
営業利益	563	1,182	618増	109.7%増
経常利益	650	1,255	605増	93.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	406	860	454増	111.9%増

セグメント別の概況は次のとおりであります。

プロセス事業

売上高 (単位：百万円)

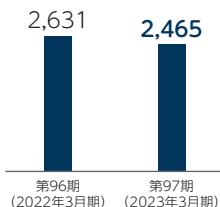


当事業においては、鉄鋼メーカーの設備投資意欲に回復の動きが見られ、受注が回復するとともに売上高も前年同期比で増加しました。利益面においては、収益性の高い製品の割合が高かったことにより前年同期比で増加しました。

その結果、当事業の受注高は29億3千4百万円（前期比31.5%増）、受注残高は17億1千万円（前期比44.0%増）、売上高は24億1千1百万円（前期比8.8%増）、セグメント利益は4億6千万円（前期比47.0%増）となりました。

ウェブ事業

売上高 (単位：百万円)



当事業においては、二次電池製造装置業界向けなどを中心に主力製品である耳端位置制御装置の受注高は堅調を維持しており、受注残高も高水準であるものの、サプライチェーンの混乱による影響により売上高は前年同期比で減少しました。利益面においては収益改善努力が奏功し、前年同期比で増加しました。

その結果、当事業の受注高は26億6千9百万円（前期比21.2%減）、受注残高は15億4千万円（前期比15.3%増）、売上高は24億6千5百万円（前期比6.3%減）、セグメント利益は2億4千8百万円（前期比7.5%増）となりました。

検査機事業

売上高 (単位：百万円)

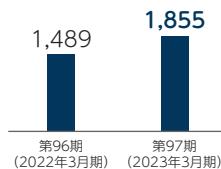


当事業においては、フィルムや金属箔、不織布等多様な無地素材の検査に用いられる無地検査装置および農産物等の検査に用いられる食品検査装置ともに顧客の設備投資意欲が回復に向かっており、売上高・利益共に前年同期を大幅に上回りました。

その結果、当事業の受注高は23億6千5百万円（前期比65.5%増）、受注残高は12億5千2百万円（前期比83.0%増）、売上高は17億9千7百万円（前期比32.6%増）、セグメント利益は2億円（前期比472.2%増）となりました。

オプティクス事業

売上高 (単位：百万円)



当事業においては、半導体検査装置向けの光学部品などの販売が堅調に推移しました。また、一部製品の生産性向上などにより利益率が向上し、これらの要因により売上高・利益共に前年同期を上回りました。

その結果、当事業の受注高は17億2千5百万円（前期比8.7%減）、受注残高は8億1千4百万円（前期比13.8%減）、売上高は18億5千5百万円（前期比24.6%増）、セグメント利益は7億4千万円（前期比84.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 対処すべき課題

当連結会計年度においては、ロシア・ウクライナ情勢に起因した原油価格高騰や世界的なインフレの加速、金融資本市場の変化などもあり、不透明な環境が続いています。

このような状況の下、当社グループは、いかなる環境下においても成長できる企業グループ実現を目指して、当社グループのシナジーを最大限発揮し、「市場の拡大」、「技術の進化」、「経営体質の強化」の重点テーマ推進に引き続き全力で取り組んでいきます。

具体的には、プロセス事業においては、電気自動車向けの需要の高まりが見られる鉄鋼メーカーの高品位鋼向けの設備投資に向けた販売活動強化に加え、製品開発についても注力してまいります。

ウェブ事業では、二次電池メーカーの設備投資意欲が引き続き堅調であることから、当該分野向けの販売活動に注力してまいります。また、高水準となっている受注残高の出荷に向けた取り組みを行ってまいります。

検査機事業においては、無地検査装置の引き合いが堅調であることから、海外も含め顧客企業の設備投資の取り込みを図ると共に、食品外観検査装置分野における販売活動に注力してまいります。

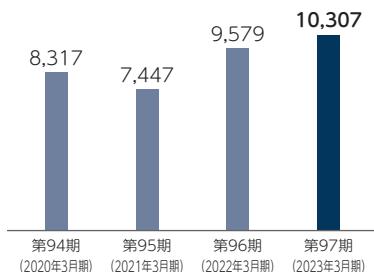
オプティクス事業においては、半導体業界の市場変動による影響はあるものの、中長期的な市場成長が期待できる分野であることから、新製品や生産技術の開発、新規用途開拓に積極的に取り組んでまいります。

上記の認識の下、当社グループのシナジーを最大限発揮し、「市場の拡大」、「技術の進化」、「経営体質の強化」の重点テーマ推進に引き続き全力で取り組んでいきます。

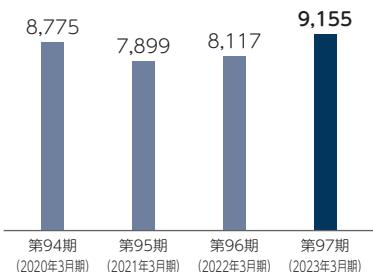
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 直前3事業年度の財産及び損益の状況

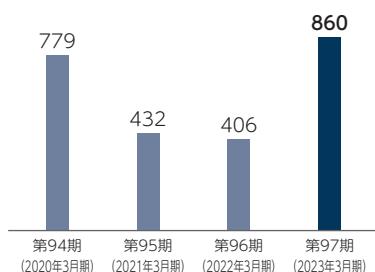
受注高 (単位：百万円)



売上高 (単位：百万円)



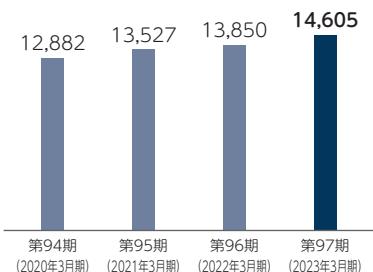
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



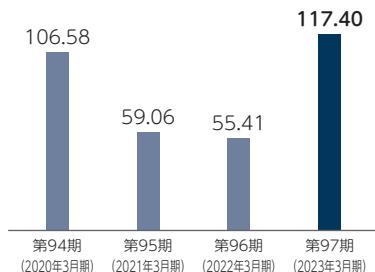
総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第94期 (2020年3月期)	第95期 (2021年3月期)	第96期 (2022年3月期)	第97期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
受注高	(百万円)	8,317	7,447	9,579	10,307
売上高	(百万円)	8,775	7,899	8,117	9,155
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	779	432	406	860
1株当たり当期純利益	(円)	106円58銭	59円06銭	55円41銭	117円40銭
総資産	(百万円)	14,937	15,324	16,152	17,002
純資産	(百万円)	12,882	13,527	13,850	14,605
資本金	(百万円)	3,072	3,072	3,072	3,072

⑥ 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
ミヨタ精密株式会社	88百万円	100.0%	プロセス事業、ウェブ事業及び検査機事業製品の加工、組立及び配線
株式会社光学技研	75百万円	100.0%	光学製品の開発、製造並びに販売、光学結晶及びガラス部品の試作加工
西武電機株式会社	10百万円	100.0%	電子機器、情報機器、各種機器の開発および製造
仁力克股份有限公司 (台湾)	13百万NTドル	100.0%	ウェブ事業関連装置のアジア地区における製造及び販売
尼利可自動控制機器 (上海) 有限公司 (中国)	270百万円	100.0%	プロセス事業、ウェブ事業及び検査機事業製品の製造、販売及び保守サービス
Nireco Process Korea Co.,Ltd. (韓国)	1,100百万ウォン	90.9%	プロセス事業製品の製造、販売及び保守サービス

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. Nireco International GmbH (ドイツ) につきましては、2022年12月をもって事業活動を停止したため、重要な子会社から除外いたしました。

⑦ 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは下記製品及び関連システムの製造、販売を主たる事業内容としております。

区分	主要製品名
プロセス事業	プロセス制御装置 自動識別印字装置 耳端位置制御装置（メタル関連） 渦流式溶鋼レベル計 板幅計
ウェブ事業	耳端位置制御装置（印刷・フィルム関連） 張力制御装置 見当合わせ制御装置 糊付け装置 印刷品質検査装置
検査機事業	無地検査装置 画像処理解析装置 食品外観検査装置 近赤外分析システム
オプティクス事業	検査・計測・加工用レーザー光源 光学部品
その他事業	機械部品製作、電子機器開発・製造

⑧ 当社の主要な事業所（2023年3月31日現在）

名称	所在地
八王子事業所（本社）	東京都八王子市
東京営業所	東京都江東区
光技術研究所	東京都練馬区
大阪営業所	大阪府吹田市
明石営業所	兵庫県明石市
九州営業所	福岡県北九州市

⑨ 主要な子会社の事業所（2023年3月31日現在）

	会社名	所在地
国内	ミヨタ精密株式会社	神奈川県相模原市
	株式会社光学技研	神奈川県厚木市
	西武電機株式会社	東京都八王子市
海外	仁力克股份有限公司	台湾新北市
	尼利可自動控制機器（上海）有限公司	中国上海市
	Nireco Process Korea Co.,Ltd.	韓国慶州市

⑩ 従業員の状況（2023年3月31日現在）

1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減
プロセス事業	118（8）名	減8（増1）名
ウェブ事業	111（13）名	減8（減1）名
検査機事業	68（3）名	増7（増1）名
オプティクス事業	80（12）名	増2（―）名
その他	34（6）名	増4（増1）名
全社（共通）	39（3）名	―（増1）名
合計	450（45）名	減3（増3）名

(注) 1. ()内にパート従業員の年間の平均人員を記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2) 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	249（1）名	減3（―）名	47.2歳	19.5年
女	31（12）名	減2（減1）名	44.8歳	17.3年
合計または平均	280（13）名	減5（減1）名	47.0歳	19.3年

(注) ()内にパート従業員の年間の平均人員を記載しております。

2 会社株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 39,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,715,249株 |
| ③ 株主数 | 2,580名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
ニレコ取引先持株会	570,600	7.78
極東貿易株式会社	469,590	6.41
CLEARSTREAM BANKING S. A.	340,800	4.65
ニレコ従業員持株会	293,159	4.00
株式会社きらぼし銀行	291,640	3.98
時津 昭彦	245,200	3.35
浅井 美博	240,000	3.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	183,400	2.50
株式会社ヒラノテクシード	177,400	2.42
岡田 幸勝	130,000	1.77

(注)上表の持株比率は自己株式 (385,637株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権の状況（2023年3月31日現在）

1) 職務執行の対価として交付されている新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	権利行使期間	権利行使時の1株当たり払込金額
株式会社ニレコ新株予約権2013 (2013年6月24日)	164個 内訳： 取締役4名 104個 取締役以外の使用人4名 60個	普通株式 16,400株	2013年6月25日から 2033年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2014 (2014年6月23日)	134個 内訳： 取締役4名 104個 取締役以外の使用人2名 30個	普通株式 13,400株	2014年6月24日から 2034年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2015 (2015年6月22日)	89個 内訳： 取締役4名 69個 取締役以外の使用人4名 20個	普通株式 8,900株	2015年6月23日から 2035年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2016 (2016年6月20日)	170個 内訳： 取締役4名 124個 取締役以外の使用人2名 46個	普通株式 17,000株	2016年6月21日から 2036年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2017 (2017年6月20日)	160個 内訳： 取締役3名 114個 取締役以外の使用人2名 46個	普通株式 16,000株	2017年6月21日から 2037年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2018 (2018年6月20日)	183個 内訳： 取締役3名 114個 取締役以外の使用人3名 69個	普通株式 18,300株	2018年6月21日から 2038年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2019 (2019年6月20日)	206個 内訳： 取締役3名 114個 取締役以外の使用人4名 92個	普通株式 20,600株	2019年6月21日から 2039年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2020 (2020年6月22日)	206個 内訳： 取締役3名 114個 取締役以外の使用人4名 92個	普通株式 20,600株	2020年6月23日から 2040年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2021 (2021年7月9日)	183個 内訳： 取締役3名 114個 取締役以外の使用人3名 69個	普通株式 18,300株	2021年7月10日から 2041年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2022 (2022年6月14日)	183個 内訳： 取締役3名 114個 取締役以外の使用人3名 69個	普通株式 18,300株	2022年6月15日から 2042年5月31日まで	1円

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月以内に限り新株予約権を行使できる。

2. 上記1にかかわらず、以下①～⑧のいずれかに該当する場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 株式会社ニレコ新株予約権2013の新株予約権者が2033年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2033年5月1日から2033年5月31日までの間
 - ② 株式会社ニレコ新株予約権2014の新株予約権者が2034年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2034年5月1日から2034年5月31日までの間
 - ③ 株式会社ニレコ新株予約権2015の新株予約権者が2035年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2035年5月1日から2035年5月31日までの間
 - ④ 株式会社ニレコ新株予約権2016の新株予約権者が2036年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2036年5月1日から2036年5月31日までの間
 - ⑤ 株式会社ニレコ新株予約権2017の新株予約権者が2037年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2037年5月1日から2037年5月31日までの間
 - ⑥ 株式会社ニレコ新株予約権2018の新株予約権者が2038年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2038年5月1日から2038年5月31日までの間
 - ⑦ 株式会社ニレコ新株予約権2019の新株予約権者が2039年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2039年5月1日から2039年5月31日までの間
 - ⑧ 株式会社ニレコ新株予約権2020の新株予約権者が2040年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2040年5月1日から2040年5月31日までの間
3. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2) 当事業年度末日における新株予約権の保有状況

発行年度	取締役 (監査等委員を除く)		取締役以外の使用人	
	個数	保有者数	個数	保有者数
2013年度	18個	1名	30個	2名
2014年度	18個	1名	30個	2名
2015年度	12個	1名	20個	2名
2016年度	87個	2名	46個	2名
2017年度	87個	2名	46個	2名
2018年度	87個	2名	69個	3名
2019年度	110個	3名	69個	3名
2020年度	114個	3名	69個	3名
2021年度	114個	3名	69個	3名
2022年度	87個	2名	96個	4名
合計	734個		544個	

② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	株式会社ニレコ新株予約権2022（2022年6月14日）
新株予約権の数	183個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 18,300株
権利行使時の1株当たり払込金額	1円
権利行使期間	2022年6月15日から2042年5月31日まで
権利行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月以内に限り新株予約権を行使できる。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。 3. その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
交付状況	交付対象者 取締役3名、新株予約権の数 114個、目的となる株式数 11,400株 交付対象者 取締役以外の使用人3名、新株予約権の数 69個、目的となる株式数 6,900株

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	久保田 寿 治	C E O
取 締 役 執 行 役 員	碓 光 司	管理部門長
同	中 杉 真 一	経営戦略部門長
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	中 井 淳 夫	株式会社三通 常勤監査役（社外）
同	高 木 敏 行	東北大学 研究推進・支援機構 知の創出センター 副センター長(特任教授)
同	大 木 奈 央 子	新横浜法律事務所

- (注) 1. 取締役（監査等委員）中井 淳夫氏、高木 敏行氏及び大木 奈央子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）中井 淳夫氏は、過去に他社の財務部門で長年にわたり業務に携わったほか、他企業の監査役として豊富な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 上記の他、執行役員制度を導入しております。
- | | | |
|------|--------|-----------------------|
| 執行役員 | 三浦 誠 氏 | プロセス事業部長 |
| 執行役員 | 小林 正明氏 | 開発部門長 |
| 執行役員 | 藤原 利之氏 | SCM部門長 兼 仁力克股份有限公司董事長 |
| 執行役員 | 浅川 直仁氏 | ミヨタ精密株式会社代表取締役社長 |
| 執行役員 | 中村 洋三氏 | ウェブ事業部長 |
| 執行役員 | 中山 直洋氏 | 検査機事業部長 |
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、中井 淳夫氏、高木 敏行氏及び大木 奈央子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

[社外役員の独立性についての当社の考え方]

当社は、会社法上の要件に加え独自の「独立社外取締役の独立性判断基準」（注）を策定し、この資格要件を基準に社外役員を選定しているため、社外役員の独立性は十分保たれていると判断し、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

(注) 「独立社外取締役の独立性判断基準」

当社は、独立社外取締役を選任するにあたり、その独立性を判断する基準として、法令上求められる要件を満たし、かつ次の各事項に該当しない者を条件と定めております。

- ① 現在も含め就任前過去10年間に於いて、当社グループの取締役、監査役、執行役、その他使用人、またはその家族（配偶者、2親等内の親族）であった者
- ② 現在も含め過去5年間に於いて、当社グループの主要取引先企業（連結売上高の2%以上を占める企業等。但し、④のプロフェッショナルサービスは除く。）の取締役、監査役、執行役、その他使用人であった者
- ③ 現在も含め過去5年間に於いて、当社の10%以上の議決権を保有する株主（法人の場合は取締役、監査役、執行役、その他使用人）であった者
- ④ 現在も含め過去5年間に於いて、いずれかの事業年度に当社グループからコンサルティング、弁護士、会計士、税理士等プロフェッショナルサービスの報酬として、1千万円以上の金銭・その他財産上の利益を得ている個人並びに法人、団体等の取締役、理事、監査役、執行役、重要な使用人等であった者
- ⑤ 当社の独立社外取締役としての在任期間が通算で8年を超えた者

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）中井 淳夫氏、高木 敏行氏及び大木 奈央子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことにより、当社にて損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うというものであります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任取締役、退任監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提訴された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害賠償については、補填の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日および4月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等についてかかる決定方針を決議しております。

a.基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）への基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)は、2016年6月28日の株主総会決議のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額100百万円、監査等委員である取締役は年額30百万円を支給総限度額とする。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.業績連動報酬に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、以下計算式に基づき算定される額を、監査等委員会へ諮問の上、取締役会で決定する。なお、年額50百万円を支給総限度額とする。

(計算式)

業績連動報酬支給総額 = 事業年度の連結経常利益 × 3%

(職位別ポイント)

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し職位別に以下のポイントを付与し、上記業績連動報酬支給総額を職位別ポイントに応じて対象となる取締役に配分する。

代表取締役社長 4

執行役員兼任取締役 1

業績連動報酬に係る指標として連結経常利益を選択した主な理由は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の持続的な成長に向けた動機付けに資することが重要であることから、業績をどの段階の収益で図るべきかという観点で検討した結果、本業の収益を示す営業利益のみではなく企業収益として取締役（監査等委員を除く。）が積極的に関与すべき余地が大きい営業外損益も加えた、連結経常利益が妥当と認識したことによる。また、親会社株主に帰属する当期純利益については、経営努力とは別の観点で増減が左右される要素が大きいことから採用すべきではないとの考えから、現時点では連結経常利益が業績連動報酬を決定する上で最も妥当な指標であると考えている。

c.非金銭報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬型新株予約権として、あらかじめ株主総会で決められた範囲内で職位ごとの口数を監査等委員会へ諮問の上、取締役会で決定し毎年付与する。なお、新株予約権の内容は、予め株主総会で定められた内容とし、株式報酬としての新株予約権は年額30百万円、口数200個を上限とする。

d.報酬等の割合に関する方針

当社の報酬は、上記の基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成されておりこれらの支給割合についての定量的な目安は設けていないが、健全な起業家精神の発揮を促すとともに内外の優秀な人材を確保するという目的のもとこれらの割合が適正になるよう取締役会で議論して決定している。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額、その算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、代表取締役社長が担当職務における貢献度、各期の業績等を総合的に勘案して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について監査等委員会へ諮問し、「妥当である」旨の意見を得て取締役会へ議案を上程している。当該取締役会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬総額を決定の上、上記方針に基づき各個人へ配分している。監査等委員である取締役については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、それぞれの職務形態・内容を勘案して監査等委員会の協議により決定している。

役員の報酬額の決定過程における取締役会の活動内容としては、監査等委員会の諮問を経て、取締役会で決議し決定している。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	92 (-)	46 (-)	37 (-)	8 (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	8 (8)	8 (8)	- (-)	- (-)	5 (5)
合計 (うち社外役員)	101 (8)	55 (8)	37 (-)	8 (-)	9 (5)

- (注) 1. 上記取締役の支払額には、執行役員兼務取締役の執行役員分は含まれておりません。
2. 上記取締役の支払額には、当事業年度中に役員賞与として費用計上し、引当金に繰り入れた額も含めております。
3. 業績連動報酬等にかかる指標は事業年度の連結経常利益をもとに算定しています。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びにその算定方法は、前記「④取締役の報酬等の額 b.業績連動報酬に関する方針」に記載の通りです。また、業績指標である連結経常利益の実績は、前記「1.企業集団の現況に関する事項」に記載の通りです。
4. 非金銭報酬の内容は、株式報酬型新株予約権となります。
5. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第90回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) については、支給限度額を年額100百万円以内 (ただし、使用人分給与とは含まない。) とした定額報酬、支給限度額を最大50百万円として事業年度における連結業績の一定割合を支給する業績連動報酬、ストックオプションとして割り当てる新株予約権の報酬枠を年額30百万円以内とした株式報酬を、取締役 (監査等委員) については、支給限度額を年額30百万円以内とした定額報酬を、それぞれ決議いただいております。また、2021年6月24日開催の第95回定時株主総会において、会社法改正に対応するため、ストックオプションの具体的な内容を上記内容と同額で決議しております。
- 第90回定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名 (うち、社外取締役は1名)、監査役の員数は3名 (うち、社外監査役は2名) です。なお、当社は当該定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へと移行しております。また、第95回定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は3名、監査等委員取締役の員数は3名です。
6. 上記取締役の支払額には、株式報酬型ストックオプションとして取締役に対する報酬の一部として発行した新株予約権の公正価値を算定し、費用計上すべき額を含めております。
7. 当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の個人別の報酬等の額、その算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、代表取締役社長 久保田寿治が担当職務における貢献度、各期の業績等を総合的に勘案して当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬について監査等委員会へ諮問し、「妥当である」旨の意見をを得て取締役会へ議案を上程しています。当該取締役会で取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 報酬総額を決定の上、上記方針に基づき各個人へ配分しています。
- 監査等委員である取締役については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、それぞれの職務形態・内容を勘案して監査等委員会の協議により決定しています。
- 役員の報酬額の決定過程においては、監査等委員会の諮問を経て取締役会で決議し決定しており、当該手続きを経て個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役（監査等委員）高木 敏行氏は、東北大学の特任教授であります。東北大学と当社の間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）大木 奈央子氏は、新横浜法律事務所の弁護士であります。新横浜法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役（監査等委員）中井 淳夫氏は、株式会社三通の常勤監査役（社外）であります。同社は、当社の役員と人的関係を有さず、当社との間に取引関係はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発現状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	中 井 淳 夫	当事業年度開催の取締役会16回中16回出席、監査等委員会13回中13回出席し、他社における財務部門における経験や他社監査役としての豊富な知識と経験をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	高 木 敏 行	2022年6月24日の就任以降に開催された取締役会13回中13回出席、監査等委員会10回中10回出席し、業界を熟知した技術的知見をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	大 木 奈 央 子	2022年6月24日の就任以降に開催された取締役会13回中13回出席、監査等委員会10回中10回出席し、弁護士としての専門的な見識及び豊富な経験をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりません。そのため当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

⑤ 当該事業年度に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、企業集団のコンプライアンス・ポリシーとして「行動規範」及び「行動指針」を定め、法令と企業倫理の遵守を当社の企業活動の原点とする。
 - b. 当社及び子会社の代表者により構成されるコンプライアンス委員会を置き、コンプライアンスに関する諮問を受けるとともに企業集団のコンプライアンス・プログラムを策定・強化する。
 - c. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係は持たせない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な連携の下、担当部署を中心に組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について全社的な統括責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程により、これらの記録を常時閲覧できるものとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業部及び部門は、それぞれのリスクの管理を行う。事業部及び部門の長は、定期的に事業報告の一環としてリスク管理の状況を取締役に報告する。また、当社及び子会社の横断的なリスク状況の監査並びに新たに生じたリスクへの対応方針はコンプライアンス委員会が定め、リスクへの対応は当社及び子会社の管理部門がそれぞれにおいて行うものとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - a. 監査等委員会設置会社の体制により取締役会の役割を意思決定と監督に機能を絞るとともに執行役員制度に基づき業務執行権限を託すことで、経営の意思決定と執行の分離を図り、意思決定の迅速化と効率化を目指す。
 - b. 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役に対しては業績に連動した報酬を一部導入する。

- c. 当社及び子会社それぞれにおいて、社内規程で明確化された職務分掌及び権限に基づき業務運営を行う。
- 5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- a. 当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、その上で当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を図る。
 - b. 当社は関係会社管理規程に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、内部監査規程に基づく企業集団全体としての内部統制監査を実施する。
 - c. 金融商品取引法に基づく財務報告及び資産保全の適正性確保のため、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制並びに資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。
- 6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会を補助すべき使用人として、内部監査室のスタッフがこれにあたる。
- 7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
内部監査室における監査等委員会を補助する業務を担当する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- 8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他、監査等委員会への報告に関する体制
- a. 監査等委員は、取締役会、部長会あるいはコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、報告を聞き、意見を述べることのできる権利を有するものとする。
 - b. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査等委員会に報告する。
 - c. 内部通報制度に基づく通報・相談窓口に関し、社内窓口と社外窓口を設置し、内部通報制度運用規程にその旨を明記した上で社内にて周知する。
 - d. 内部通報制度に基づく通報者が不利益となる取扱いを禁止するとともに、通報者がそのような取扱いを被らないよう適切な措置を執る。
 - e. 監査等委員会が適正な監査の実施のために社外の専門家へ調査・鑑定・助言を委託するに際し、当該委託業務に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会を年間16回開催し、重要事項について審議・決定しました。
- ② 役職員を含む全社員を対象としたコンプライアンス教育を定期的、反復的に実施しました。
- ③ コンプライアンス委員会を年間4回開催しました。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録、資料及び取締役の職務執行に係る決裁書類等は、管理部門が適切に保存、管理し、取締役、監査等委員、その他会計監査人等が必要に応じて閲覧しました。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 年間16回開催された取締役会において、リスク状況も含めた事業報告が行われました。
- ② 事業継続計画（BCP）に基づく安否情報システムによる災害時の社員及び家族の無事確かめる訓練を年2回実施したほか、避難訓練計画の立案を行いました。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員会は、代表取締役も出席し、毎月開催され、業務執行の定期的な報告と経営計画の進捗状況の確認等を行っています。
- ② 代表取締役、取締役及び執行役員は、社内諸規程に則り、分担して職務を執行しました。

5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社からの報告を受け、重要な事項については事前承認を行っています。
- ② 海外子会社を含め各子会社に対して、内部監査室が監査し、結果を代表取締役に報告しています。

6) 監査等委員会の職務を補助する体制、報告に関する事項

- ① 社外監査等委員を含め監査等委員は全ての取締役会に出席する他、執行役員会等の重要な会議にも適宜出席しています。
- ② 監査等委員は会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果についての定期的な報告を受ける他、会計監査人から適宜監査状況を聴取しています。

- ③ 監査等委員は子会社の代表者と適宜会合を持ち、情報を得て、子会社への調査も行っています。
- ④ 内部監査室は、監査報告を代表取締役と同様に監査等委員に対しても行っています。
- ⑤ 監査等委員の職務に関して、予算が不足する事態は生じませんでした。

(3) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、市場のニーズに応える研究・開発体制の強化、グローバル展開を進めるための投資、機動的な自己株式の取得など、持続的な成長と株主価値向上へ内部留保を活かすと共に、株主の皆様へ適切な利益還元を図るべく、連結配当性向40%以上かつ連結自己資本配当率（DOE）2%以上を利益還元目標としています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第97期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	(11,619,868)
現金及び預金	4,381,800
受取手形	319,210
電子記録債権	714,464
売掛金	2,384,292
契約資産	607,405
有価証券	24,587
商品及び製品	1,133,812
仕掛品	979,327
原材料及び貯蔵品	948,969
その他	131,354
貸倒引当金	△5,355
固定資産	(5,382,453)
有形固定資産	(3,255,731)
建物及び構築物	1,578,180
機械装置及び運搬具	167,635
工具、器具及び備品	138,463
土地	1,365,172
建設仮勘定	6,278
無形固定資産	(241,341)
のれん	61,937
リース資産	13,662
その他	165,741
投資その他の資産	(1,885,379)
投資有価証券	1,663,844
長期貸付金	36,535
繰延税金資産	45,889
破産更生債権等	19,009
その他	182,841
貸倒引当金	△62,741
資産合計	17,002,322

科目	第97期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	(1,840,025)
支払手形及び買掛金	449,830
1年内返済予定の長期借入金	54,161
リース債務	5,247
未払費用	507,771
未払法人税等	357,802
未払消費税等	88,828
契約負債	173,190
役員賞与引当金	37,900
工事損失引当金	31,649
その他	133,642
固定負債	(557,170)
長期借入金	166,054
リース債務	9,015
長期未払金	9,349
繰延税金負債	201,908
役員退職慰労引当金	98,990
退職給付に係る負債	71,851
負債合計	2,397,195
純資産の部	
株主資本	(13,717,239)
資本金	3,072,352
資本剰余金	4,120,511
利益剰余金	6,795,009
自己株式	△270,634
その他の包括利益累計額	(786,356)
その他有価証券評価差額金	639,255
為替換算調整勘定	197,865
退職給付に係る調整累計額	△50,765
新株予約権	(87,022)
非支配株主持分	(14,508)
純資産合計	14,605,126
負債純資産合計	17,002,322

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第97期
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高	9,155,268
売上原価	5,562,541
売上総利益	3,592,726
販売費及び一般管理費	2,410,389
営業利益	1,182,336
営業外収益	78,659
受取利息	9,516
受取配当金	47,399
その他	21,743
営業外費用	5,071
支払利息	3,124
支払保証料	529
その他	1,417
経常利益	1,255,924
特別損失	6,349
減損損失	6,349
税金等調整前当期純利益	1,249,574
法人税、住民税及び事業税	432,695
法人税等調整額	△47,336
当期純利益	864,215
非支配株主に帰属する当期純利益	3,689
親会社株主に帰属する当期純利益	860,526

連結株主資本等変動計算書

第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日 期首残高	3,072,352	4,120,511	6,656,381	△684,688	13,164,556
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△307,843		△307,843
親会社株主に帰属する当期純利益			860,526		860,526
自己株式の消却			△414,054	414,054	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	138,628	414,054	552,682
2023年3月31日 期末残高	3,072,352	4,120,511	6,795,009	△270,634	13,717,239

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2022年4月1日 期首残高	433,418	148,491	21,041	602,952	73,699	9,746	13,850,955
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△307,843
親会社株主に帰属する当期純利益							860,526
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	205,836	49,373	△71,807	183,403	13,322	4,762	201,488
連結会計年度中の変動額合計	205,836	49,373	△71,807	183,403	13,322	4,762	754,170
2023年3月31日 期末残高	639,255	197,865	△50,765	786,356	87,022	14,508	14,605,126

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数：7社

連結子会社の名称：ミヨタ精密株式会社、株式会社光学技研、西武電機株式会社
仁力克股份有限公司（台湾）、
尼利可自動控制機器（上海）有限公司（中国）、
Nireco Process Korea Co.,Ltd.（韓国）、
他1社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち仁力克股份有限公司、尼利可自動控制機器（上海）有限公司、
Nireco Process Korea Co.,Ltd.及び他1社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、
1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上
必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2) 棚卸資産

製 品

見込生産品・・・先入先出法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

受注生産品・・・個別法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品・・・・・・・・個別法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料・・・・・・・・主として先入先出法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・・・当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～45年

機械装置及び運搬具 4～7年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

・・・定額法

ソフトウェア（自社利用）の減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3) リース資産・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金・・・債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 役員賞与引当金・・・役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- 3) 工事損失引当金・・・受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- 4) 役員退職慰労引当金・・・役員退職慰労金の支給に備えるため、株主総会で決議された役員退職慰労金打ち切り支給額のうち、将来支給見込額を計上しております。なお、一部の連結子会社は、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

当連結会計年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として、投資その他の資産に計上することとしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、製品の販売及びサービス、試運転調整等の役務提供を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。

当社グループは、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

1) 製品の販売

当社グループにおける製品販売を収益の源泉とする取引には、機器装置等の物品販売が含まれております。このような取引は、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き及び売上に応じた割戻しなどを控除した金額で測定しており、売上に応じた割戻し等の見積りにあたっては、契約条件に基づき計上しております。

2) 工事契約

当社グループにおける工事契約を収益の源泉とする取引には、受注生産品の納入及び試運転調整等の工事契約が含まれております。このような取引は顧客から検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

また、長期工事契約による取引につきましては、受注生産品による納入機器等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける権利を有します。そのため、機器の納入及び試運転調整の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に

じた金額)により収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」に独立掲記していた「保険解約返戻金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」のその他に含めていた「支払保証料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。また、前連結会計年度において、営業外費用に独立掲記しておりました「為替差損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

4. 追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当連結会計年度における当社グループの資産の評価等において、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が大きく変化し、不確実性が高まった場合には、翌連結会計年度以降において資産又は負債の帳簿価額の見直しを行う可能性があります。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	プロセス事業	ウェブ事業	検査機事業	オプティクス事業	計		
一時点で移転される財	2,116,003	2,371,028	704,074	1,789,706	6,980,813	625,219	7,606,032
一定の期間にわたり移転される財	295,924	94,245	1,093,577	65,488	1,549,235	-	1,549,235
顧客との契約から生じる収益	2,411,928	2,465,274	1,797,652	1,855,195	8,530,049	625,219	9,155,268
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,411,928	2,465,274	1,797,652	1,855,195	8,530,049	625,219	9,155,268

プロセス事業におきましては、鉄鋼・非鉄金属の生産ラインを主な対象とする制御装置、計測装置の販売及び工事契約を含むサービスの提供を行っており、国内外の鉄鋼メーカーを主な顧客にしております。

ウェブ事業におきましては、製紙、印刷から電子部材まで広範な業種を対象としたシート状製品の位置制御装置の販売、保守及び工事契約を含むサービスの提供を行っており、高機能フィルムメーカー、電子部品メーカーや製造装置メーカーを主な顧客にしております。

検査機事業におきましては、高機能フィルムメーカー、電子部品メーカー向けの無地検査装置や選果設備向けの食品検査装置の販売及び工事契約を含むサービスの提供を行っております。

オプティクス事業におきましては、半導体検査装置向けのレーザ関連製品、光学部品の販売及び工事契約を含むサービスの提供を行っております。

これら製品の販売等にかかる収益は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に従って会計処理しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,071,023千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,417,967
契約資産(期首残高)	344,427
契約資産(期末残高)	607,405
契約負債(期首残高)	225,867
契約負債(期末残高)	173,190

契約資産は主に長期工事契約等で認識された、一連の履行に沿って当社グループが顧客から支払いを受領する場合に生じる顧客に対する権利に係るものであります。当社グループは、完了した作業に対する契約資産を前もって認識することになり、顧客の検収を受け、請求した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

そのため契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、顧客との契約から生じた債権への振替（同、減少）により生じたものであります。

契約負債は、契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連するものであり、当社グループが契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

そのため契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、182,280千円であります。

過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務について売上収益に認識した金額はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	3,478,501千円
1年超2年以内	1,670,168
2年超3年以内	356,196
3年超	24,214
合計	5,529,079

6. 会計上の見積りに関する注記

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額）により認識した収益は以下の通りであります。

（原価比例法により認識した収益）

当連結会計年度の売上高 934,607千円

原価比例法により収益を認識するにあたっては、総原価を合理的に見積もる必要があります。

工事は一般に長期間にわたることから、総原価の見積りは将来の不確実な条件の変動により影響を受ける可能性があります。

また、工事は個別性が強く、画一的な判断尺度を得られにくいことから、総原価の見積りは一定の仮定と判断に基づく不確実性を伴います。

総原価の見積りが実際と異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

（1）顧客との契約から生じた債権

連結注記表「5. 収益認識に関する注記（3）当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

（2）受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高 5,000千円

受取手形裏書譲渡高 48,050千円

（3）有形固定資産の減価償却累計額 4,524,865千円

(4) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次の通りであります。

建物	642,603千円
土地	697,049千円
計	1,339,652千円

担保付債務は次の通りであります。

1年以内返済予定の長期借入金	54,161千円
長期借入金	166,054千円
計	220,216千円

8. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「5. 収益認識に関する注記（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
株式会社ニレコ (東京都八王子市)	オプティクス事業に係る 事業用資産	建物及び構築物	48
		機械装置及び運搬具	1,968
		工具、器具及び備品	4,332

① 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,349千円）として特別損失に計上しております。

② 資産のグルーピングの方法

当社グループは、原則として、当社については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別に、連結子会社については、会社別に資産をグルーピングしております。

③ 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,715,249株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月30日 取締役会	普通株式	175,910	24	2022年3月31日	2022年6月9日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	131,933	18	2022年9月30日	2022年12月14日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2023年5月29日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を
次のとおり決議する予定であります。

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 配当金の総額 | 212,558千円 |
| 2) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3) 1株当たり配当額 | 29円 |
| 4) 基準日 | 2023年3月31日 |
| 5) 効力発生日 | 2023年6月8日 |

(3) 当連結会計年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 131,000株

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、当連結会計年度末現在、必要な資金を内部資金で賄える状態にあります。但し、一部設備投資に係る借入金が存在しております。また、資金運用につきましては、主に預金や安全性の高い金融商品によっております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、営業管理規程等に基づき、与信管理を行うとともに、取引先の信用状況を把握する管理体制としております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、重要なものにつきましては必要に応じデリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引（為替予約取引）の開始・実行にあたっては、個別契約ごとに管理部門の起案により、予約額等に応じて代表取締役の稟議決裁あるいは取締役会決議を経て執行されます。また、取引の管理についても管理部門内の資金担当者により集中管理しており、その内容は、随時、代表取締役及び担当役員に報告しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払費用は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払費用」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券	1,633,262	1,633,262	—
資産計	1,633,262	1,633,262	—
1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	220,216	222,516	2,299
負債計	220,216	222,516	2,299

市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	55,170

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合にはそれらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,469,983	—	—	1,469,983
その他	12,780	150,497	—	163,278
	1,482,764	150,497	—	1,633,262

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	—	222,516	—	222,516
	—	222,516	—	222,516

資 産

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

非上場の投資信託は、取引先金融機関が公表する基準価格を用いて評価しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負 債

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらのうち1年内返済予定の長期借入金については、短期間で決済されるものであるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価

値によって算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,978.77円
1株当たり当期純利益	117.40円

12. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第97期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	(8,873,030)
現金及び預金	3,098,695
受取手形	231,966
電子記録債権	674,010
売掛金	1,950,447
契約資産	503,362
有価証券	24,587
製品	1,021,071
仕掛品	576,691
原材料	465,658
前払費用	51,411
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	235,000
その他	40,999
貸倒引当金	△872
固定資産	(5,183,579)
有形固定資産	(1,537,426)
建物	858,128
構築物	30,073
機械及び装置	7,178
車両運搬具	1,016
工具、器具及び備品	36,046
土地	598,704
建設仮勘定	6,278
無形固定資産	(146,907)
特許権	3,346
ソフトウェア	137,993
電話加入権	5,559
その他	7
投資その他の資産	(3,499,246)
投資有価証券	1,658,844
関係会社株式	1,386,187
関係会社出資金	285,231
従業員に対する長期貸付金	35,634
破産更生債権等	19,009
前払年金費用	68,840
その他	108,239
貸倒引当金	△62,741
資産合計	14,056,610

科目	第97期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	(1,100,351)
買掛金	325,356
未払金	51,256
未払費用	358,750
未払法人税等	140,764
未払消費税等	19,861
契約負債	103,094
預り金	31,480
役員賞与引当金	37,900
工事損失引当金	31,649
その他	237
固定負債	(172,671)
繰延税金負債	172,671
負債合計	1,273,023
純資産の部	
株主資本	(12,057,309)
資本金	3,072,352
資本剰余金	4,124,646
資本準備金	4,124,646
利益剰余金	5,130,944
利益準備金	613,089
その他利益剰余金	4,517,855
別途積立金	2,700,000
繰越利益剰余金	1,817,855
自己株式	△270,634
評価・換算差額等	(639,255)
その他有価証券評価差額金	639,255
新株予約権	(87,022)
純資産合計	12,783,587
負債純資産合計	14,056,610

損益計算書

(単位：千円)

科目	第97期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高	6,089,696
売上原価	4,005,603
売上総利益	2,084,093
販売費及び一般管理費	1,822,308
営業利益	261,784
営業外収益	169,301
受取利息	4,060
有価証券利息	2,373
受取配当金	127,676
不動産賃貸料	19,968
その他	15,223
営業外費用	10,998
支払利息	524
為替差損	5,275
不動産賃貸費用	4,386
その他	812
経常利益	420,087
特別損失	31,823
減損損失	6,349
関係会社株式評価損	25,473
税引前当期純利益	388,263
法人税、住民税及び事業税	133,515
法人税等調整額	△23,757
当期純利益	278,505

株主資本等変動計算書

第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
					別 積	途 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2022年4月1日期首残高	3,072,352	4,124,646	4,124,646	613,089	2,700,000	2,261,247	5,574,336	△684,688	12,086,647	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△307,843	△307,843		△307,843	
当期純利益						278,505	278,505		278,505	
自己株式の消却						△414,054	△414,054	414,054	-	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△443,392	△443,392	414,054	△29,338	
2023年3月31日期末残高	3,072,352	4,124,646	4,124,646	613,089	2,700,000	1,817,855	5,130,944	△270,634	12,057,309	

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2022年4月1日期首残高	433,418	433,418	73,699	12,593,766
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△307,843
当期純利益				278,505
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	205,836	205,836	13,322	219,159
事業年度中の変動額合計	205,836	205,836	13,322	189,821
2023年3月31日期末残高	639,255	639,255	87,022	12,783,587

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①製 品

見込生産品…先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

受注生産品…個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②原材料…先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

③仕掛品…個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～45年

機械及び装置 4～7年

②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア (自社利用) の減価償却方法は、社内における利用可能期間 (5年) に

基づく定額法によっております。

③リース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金・・・債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金・・・役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③工事損失引当金・・・受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方式については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、製品の販売及びサービス、試運転調整等の役務提供を行っており、それぞれ以下のとおり収益を

認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。

当社は、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

① 製品の販売

当社における製品販売を収益の源泉とする取引には、機器装置等の物品販売が含まれております。このような取引は、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き及び売上に応じた割戻しなどを控除した金額で測定しており、売上に応じた割戻し等の見積りにあたっては、契約条件に基づき計上しております。

② 工事契約

当社における工事契約を収益の源泉とする取引には、受注生産品の納入及び試運転調整等の工事契約が含まれております。このような取引は顧客から検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

また、長期工事契約による取引につきましては、受注生産品による納入機器等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける権利を有します。そのため、機器の納入及び試運転調整の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額）により収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記していた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 重要な収益及び費用の計上基準②工事契約」に記載しております原価比例法(期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額)により認識した収益は以下の通りであります。

(原価比例法により認識した収益)

当事業年度の売上高 832,954千円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報は、「連結注記表 6. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、「連結注記表 5. 収益認識に関する注記 (2) 収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じた債権 2,856,425千円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,306,427千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)
 - 短期金銭債権 63,018千円
 - 短期金銭債務 75,966千円

7. 損益計算書に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益 6,089,696千円
- (2) 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- 売上高 465,644千円
- 仕入高 809,586千円
- 営業取引以外の取引高 104,112千円

(3) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
株式会社ニレコ (東京都八王子市)	オプティクス事業に係る 事業用資産	建物及び構築物	48
		機械装置及び運搬具	1,968
		工具、器具及び備品	4,332

① 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,349千円）として特別損失に計上しております。

② 資産のグルーピングの方法

当社は、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別に資産をグルーピングしております。

③ 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

 普通株式 385,637株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
未払事業税等	13,417
貸倒引当金	19,478
未払賞与	87,467
役員賞与引当金	11,604
棚卸資産評価損	39,610
工事損失引当金	9,691
株式報酬費用	26,646
減損損失	1,944
関係会社株式評価損	7,800
その他	<u>10,848</u>
繰延税金資産小計	228,509
評価性引当額	<u>△ 97,974</u>
繰延税金資産計	130,535
繰延税金負債	
前払年金費用	△21,079
その他有価証券評価差額金	<u>△ 282,127</u>
繰延税金負債小計	<u>△ 303,206</u>
繰延税金負債の純額	<u>△ 172,671</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	ミヨタ精密㈱	所有 直接100.0%	当社製品の製造 不動産の賃貸 役員の兼任	当社製品の製造 (注1) 不動産の賃貸 (注1)	699,283 19,968	買掛金	65,255
子 会 社	西武電機㈱	所有 直接100.0%	貸付金 利息の受取 役員の兼任	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	160,000 1,599	1年内回収 予定の関係会 社長期貸付金	160,000
子 会 社	仁力克股份 有限公司	所有 直接100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注3)	205,188	売掛金 契約資産	11,917 158,566

(注) 1.ミヨタ精密㈱との取引については、市場実勢等を参考に、一般取引と同様に見積書をもとに、その都度交渉の上で決定しております。

2.西武電機㈱に対する資金の貸付金利については、市場金利を勘案して交渉のうえ決定しており、返済条件は、2024年2月29日一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3.仁力克股份有限公司との取引については、市場実勢等を参考に、一般取引と同様に見積書を提出し、その都度交渉の上で決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,732.23円

1株当たり当期純利益 38.00円

12. 連結配当規制に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

13.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社ニレコ

取締役会御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

湯浅

敦

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

島村

哲

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニレコの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニレコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社ニレコ
取締役会御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 湯浅 敦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニレコの2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部監査室等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社ニレコ 監査等委員会

監査等委員 中井 淳夫 ㊞

監査等委員 高木 敏行 ㊞

監査等委員 大木 奈央子 ㊞

(注) 監査等委員 中井淳夫、高木敏行、大木奈央子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

第97回定時株主総会会場ご案内図

会場

株式会社ニレコ 八王子事業所（本店） A棟3階 大会議室
東京都八王子市石川町2951番地4 電話（042）642-3111（代表）
正門にお越しください。係の者がご案内します。

交通

J R 八高線北八王子駅下車（徒歩約1分）
<ご参考> J R 八高線は以下の列車が便利です。
・八王子発（高麗川方面） ・拝島発（八王子方面）
・ 9 : 16 ・ 9 : 15
・ 9 : 40 ・ 9 : 33
本数が少ないのでご注意ください。



*駐車場の用意はございませんので、お車でのご来訪はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。